

問合せ先

アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部

0120-27-8801 (通話料無料)

<FAX> 0566-24-3801

<Eメールアドレス> hoken-soho@aisin-ad.co.jp

〒448-8525 刈谷市相生町3丁目3番地 富士ビル3F

* 受付時間/募集期間中…平日 9:00～18:00 土日 9:00～17:00

募集期間外…平日 8:30～17:30

* 上記フリーダイヤルは海外からはつながりません。

* お客様からの問合せ、申込みいただいた内容を正確に把握するため
通話録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

【引受保険会社】

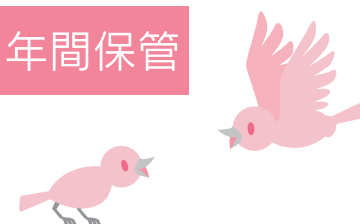
(生命保険事務幹事会社) 日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課 <TEL>0120-982-515 (通話料無料)

日本-企-2022-454-11959-M(R4.12.5)

ZXC002

[商品内容のご説明]
2023年度
募集パンフレット

1年間保管



アイシングループ総合保障 拠出型企業年金保険

積立ドリームプラン

2023年度募集のご案内

加入(増額)日:2023年8月1日

ゆとりある老後生活を
実現していただくための
年金制度です。
ぜひ内容をご確認ください。

積立ドリームプランの募集は年1回
のみです。募集時以外で原則加入・
変更・脱退をすることはできません。
必要な方は必ず手続きしてください。

申込締切日

3月28日 必着

当パンフレットには株式会社アイシンと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管してください。

株式会社アイシン 人事部
アイシン開発株式会社 保険サービス事業本部

積立ドリームプランであなたの 老後生活に「ゆとりと安心」を。

特 徴

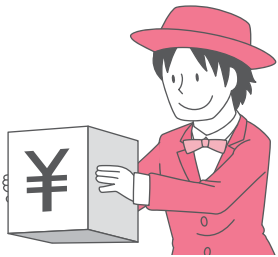
1. 在職中に保険料を払込み、資産形成や老後の生活資金確保のために積立を行う制度です。
長期継続加入いただくことで、積立額が大きくなります。



2. 保険料払込期間満了時に積立金の受取り方法（年金受取・一時金受取）を選択いただくことができます。



3. 保険料控除の対象となります。
個人年金コース→個人年金保険料控除(旧契約)
一般コース → 一般生命保険料控除(旧契約)
*控除対象額は会社発行の保険料控除申告書に印字されるため、控除証明書の発行はされません。
*2022年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。



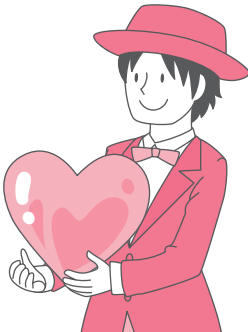
老後の備えが大事という、 これだけの理由

理由 その1

平均寿命が延びている。

平均寿命は男性81.64歳※、女性87.74歳※となっており、60歳からの人生は約20年もあります。
しっかりとした老後の生活設計が必要です。

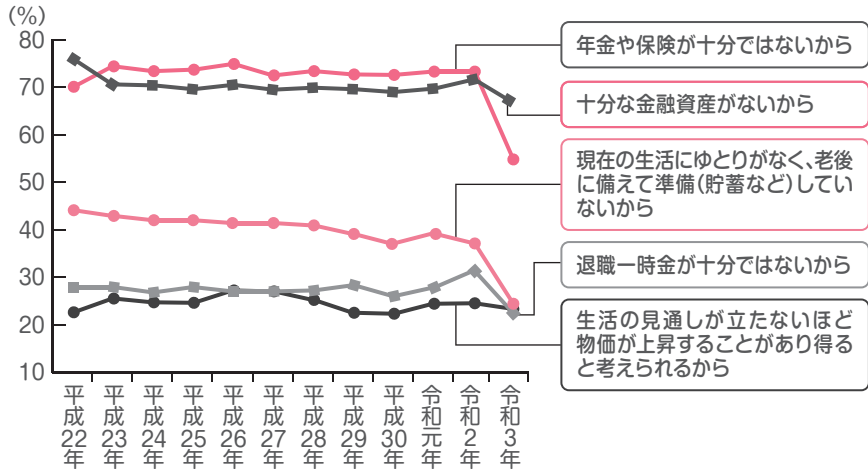
※日本にいる日本人の平均寿命で厚生労働省「令和2年 簡易生命表」にもとづく



理由 その2

それぞれが抱えている老後の心配。

老後の生活を心配する理由(複数回答)

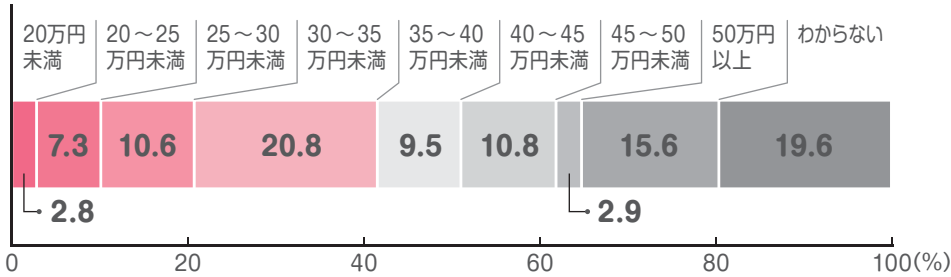


金融広報中央委員会
「令和3年(2021年)家計の金融行動に関する世論調査[二人以上世帯調査]」

理由 その3

ゆとりある老後生活費※

月額 約36.1万円



※夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考えられている最低日常生活費と経済的にゆとりのある老後生活を送るための費用の合計額
(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」(月額平均)

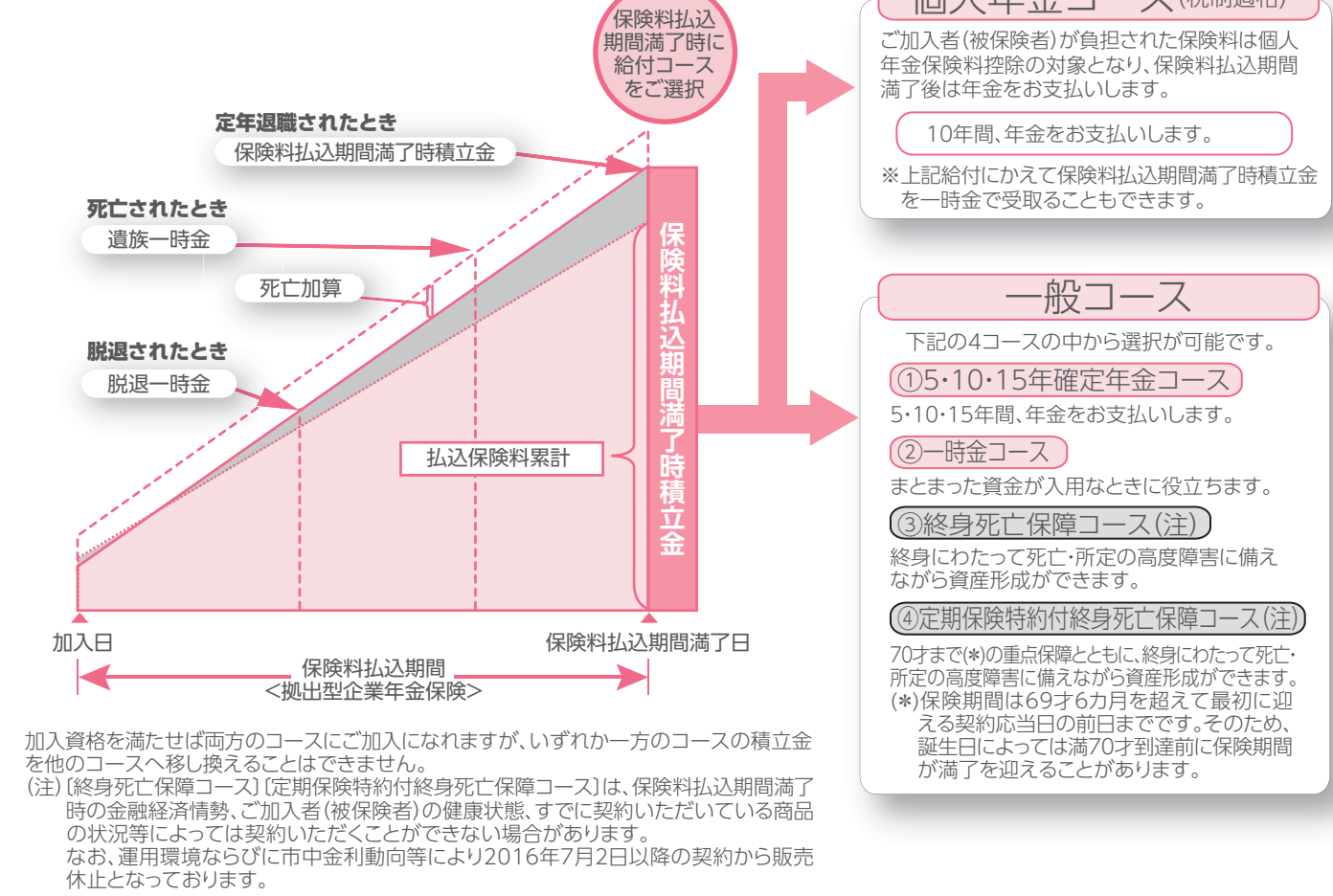
コースの概要

	個人年金コース	一般コース
加入資格	○満49才以下	○満57才以下
保 険 料	○月 払 5,000円 半年払 20,000円 のセット加入のみ	○月 払1口 1,000円(2口～50口) ○半年払1口 10,000円(1口～50口)
保険料控除	○個人年金保険料控除(旧契約)	○一般生命保険料控除(旧契約)
受取方法	○年金 (年金でのお受取りにかえて保険料払込 期間満了時積立金を一時金で受取る こともできます。)	○年金 ○一時金 (保険料払込期間満了時積立金を一時払 保険料に充当して終身保険選択可*) *2022年9月現在販売休止中
年金種類	○10年確定年金 *満60才未満で年金受給権を取得された方 は「15年保障期間付終身年金」となります。	○5年確定年金 ○10年確定年金 ○15年確定年金
保険料の増額	○できません	○できます *保険料払込期間満了日までの期間が 2年以上必要
保険料積立金の 一部受取り(減口) (一部請求)	○できません	○できます (最低20万円以上、1万円単位) *所定の事由に該当する場合に限ります

共通事項（個人年金コース・一般コース）

加入(増額)日	○2023年8月1日
脱 退	○年1回の募集時(今回)のみできます。ただし、①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済の場合は募集時以外でも可能です。 なお、半年払のみの脱退はできません。 ○募集時での脱退の場合は、8月中旬頃に積立金(脱退一時金)をお支払いします。 ○募集時以外での脱退の場合は、最終の給与控除から約1カ月後に積立金(脱退一時金) をお支払いします。 ○同一コースにおいて、脱退と再加入は同時にできません。
保険料払込 期間満了日	○保険料払込期間満了日は満60才に達した日(定年退職日)。ただし再雇用の方は再雇用 期間満了日(※)とします。 ※再雇用期間満了日が71才以上の方は満70才に達した日とします。 職種によって保険料払込期間満了日(定年退職日)は異なります。詳しくは裏表紙に 記載の「問合せ先」までご確認ください。
配 当 金	○年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。 ○保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。 ○毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動 します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。
積立金額 (脱退一時金額) 等	積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額 を下回ることがあります。元本保証はありません。

しくみ図とお受取りプラン



給付額試算表

●この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回るには、一定の期間(下表の例の場合、3年間)を要する商品です。
●下表は、前提・条件をおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は(当パンフレットに記載の給付額について)をご確認ください。
月払5口 5,000円・半年払2口 20,000円加入の場合

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料 累計額到達年 に枠組み (約) (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)
1	100,000	99,000	(1,600)	(800)
2	200,000	199,200	(3,300)	(1,700)
3	300,000	300,500	(5,100)	(2,600)
4	400,000	402,900	(6,800)	(3,500)
5	500,000	506,500	(8,600)	(4,400)
6	600,000	611,300	10,300	(5,300)
7	700,000	717,200	12,200	(6,200)
8	800,000	824,300	14,000	(7,200)
9	900,000	932,700	15,800	(8,100)
10	1,000,000	1,042,200	17,700	(9,100)
15	1,500,000	1,608,900	27,300	14,100
20	2,000,000	2,208,400	37,500	19,300
25	2,500,000	2,842,800	48,300	24,900
30	3,000,000	3,514,100	59,700	30,800
35	3,500,000	4,224,500	71,800	37,000
40	4,000,000	4,976,600	84,600	43,600

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※一般コースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

※実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、9ページの(当パンフレットに記載の給付額について)をご確認ください。
○この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

アイシングループ総合保障 積立ドリームプラン

ご契約の概要について(契約概要) 拠出型企業年金保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の給付内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

1 加入(増額)日と申込締切日

- ・加入(増額)日:2023年8月1日
- ・申込締切日:2023年3月28日(火)

2 加入資格

- ・個人年金コース(税制適格)
加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある満49才以下の株式会社アイシンおよび当制度に編入の関連会社に在籍する役員・社員の方。
- ・一般コース
加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が3年以上ある満57才以下の株式会社アイシンおよび当制度に編入の関連会社に在籍する役員・社員の方。
- 保険料払込期間中にご加入者(被保険者)が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

3 保険料

- 個人年金コース(税制適格)
- ・月払 5,000円・半年払20,000円のセットのみ加入いただくことができます。
- 一般コース
- ・月 払: 1口あたり1,000円とし、最低2口以上最高50口まで加入できます。
 - ・半年払: 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高50口まで加入できます。
 - 保険料はご加入者(被保険者)負担です。
 - 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は7月給与から)
 - 半年払保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は上期賞与から)
 - 半年払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
 - 保険料払込期間満了日:満60才に達した日(定年退職日)。ただし再雇用の方は再雇用期間満了日※とします。
※再雇用期間満了日が71才以上の方は満70才に達した日とします。
 - 職種によって保険料払込期間満了日(定年退職日)は異なります。詳しくは裏表紙に記載の「問合せ先」までご確認ください。
 - 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある一般コースにご加入の方に限ります。

4 給付内容

保険料払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
※個人年金コースは10年確定年金のみのご選択となります。
- ※一般コースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
※5・10・15年確定年金>
年金受取期間中
5・10・15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。
 - ・ご加入者(被保険者)が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 年金の開始日は保険料払込期間満了日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

保険料払込期間中の給付内容

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき 脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき 死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規加入や増額される場合、死亡加算は8月1日から適用されます。

5 受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。
なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

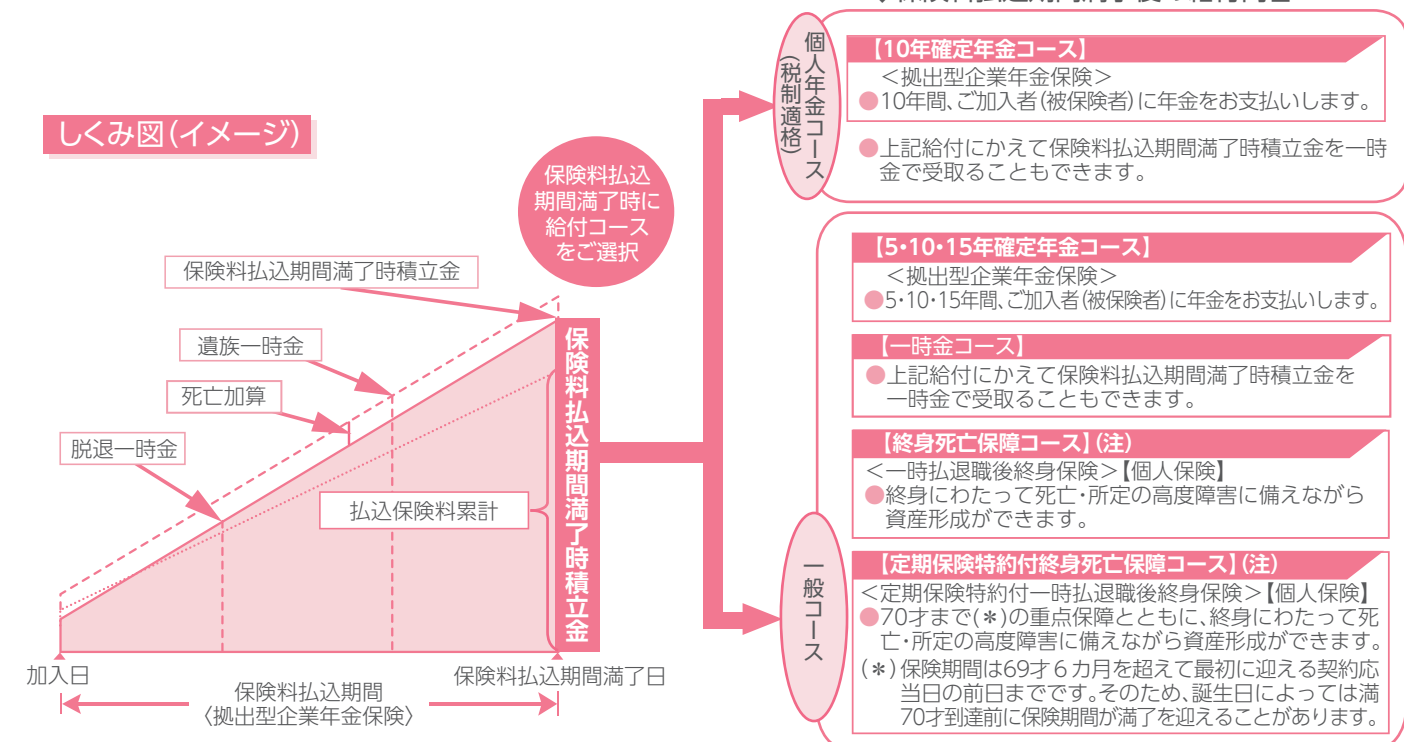
6 配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。
また、決算実績によっては、配当金をお受取りになれない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになれません。

7 この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- この保険は、税務上の取扱いの異なる2コースからなります。個人年金コース(税制適格)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。一般コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
(2022年9月現在の税制等に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。
年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。
また、ご加入者(被保険者)が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

◆保険料払込期間満了後の給付内容



加入資格を満たせば両方のコースにご加入になりますが、いずれか一方のコースの積立金を他のコースへ移し換えることはできません。

(注)【終身死亡保障コース】【定期保険特約付終身死亡保障コース】は、保険料払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者(被保険者)の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。
なお、運用環境ならびに市中金利動向等により2016年7月2日以降の契約から販売休止となっております。

この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

8 制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社アイシンが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約および(定期保険特約付)一時払退職後終身保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(2022年9月28日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
引受保険会社 日本生命保険相互会社(68.0%) (事務幹事会社) 第一生命保険株式会社(13.9%)
明治安田生命保険相互会社(13.9%) 住友生命保険相互会社(4.2%)
なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、10ページをご確認ください。

特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報)

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、給付内容等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みに はクーリング・オフの適用はありません。

2 責任開始期

- 引受保険会社にご加入(保険料の増額)を承諾した場合、パンフレット等に記載の加入日(または増額日)から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の職員(営業職員、コールセンター担当者等)・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

3 年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1)遺族一時金の受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (2)年金の継続受取人が故意にご加入者(被保険者)を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資をご加入者(被保険者)の他のご遺族にお支払いします。
 - (3)この保険契約全体のご加入者数(被保険者数)が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4)保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5)ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者(被保険者)に詐欺の行為があったとき
 - ・この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6)ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 - ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者(被保険者)に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。
 - <重大な事由>
 - ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
 - ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
 - ③保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者(被保険者)、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

4 積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。

5 基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。その結果、将来受取りを開始する年金・一時金が減少することがあります。

6 制度内容の変更

- 株式会社アイシンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問合せ先)
生命保険契約者保護機構
TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、株式会社アイシン経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに株式会社アイシンのご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに株式会社アイシンのご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には、すみやかに株式会社アイシンのご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口・指定紛争解決機関」につきましては、10ページをご確認ください。

さらに詳しい内容について(制度の詳細とその他取扱い)

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

1 給付額試算表

- この商品は、積立金額が払込保険料累計額(元本)を上回するには、一定の期間(下表の例の場合、3年間)を要する商品です。
- 下表は、前提・条件をにおいて計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細は〈当パンフレットに記載の給付額について〉をご確認ください。
月払5口5,000円・半年払2口20,000円加入の場合

積立期間 (年)	払込保険料累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) ※払込保険料 累計額到達年 に枠囲み (円)	5年確定年金 基本年金月額 (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額 (約) (円)
1	100,000	99,000	(1,600)	(800)
2	200,000	199,200	(3,300)	(1,700)
3	300,000	300,500	(5,100)	(2,600)
4	400,000	402,900	(6,800)	(3,500)
5	500,000	506,500	(8,600)	(4,400)
10	1,000,000	1,042,200	17,700	(9,100)
20	2,000,000	2,208,400	37,500	19,300
30	3,000,000	3,514,100	59,700	30,800
35	3,500,000	4,224,500	71,800	37,000

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
※一般コースの年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

<当パンフレットに記載の給付額について>
当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。なお、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間があり、変動するため、ご加入(増額)に際しては、積立期間にご留意ください。
また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

1. 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
(1)この保険契約全体の加入口数が月払62,243口、半年払17,607口を常に維持していることを前提とします。
(2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
(3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(2022年9月28日現在)、および引受割合(2022年9月28日現在)に基づき計算しております。
(4)この保険契約における2022年8月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
(5)記載の金額には、配当金を加味しておりません。

2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少する場合があります。

3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。

4. 年度(2023年8月1日～2024年7月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。
また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。

5. 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。

6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。

2 保険料積立金の一部受取り(減口)

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。
なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。

<別表>	①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
------	---

個人年金コース(税制適格)については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

3 税務上のお取扱い

- 保険料
個人年金コース(税制適格)のご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
一般コースのご加入者(被保険者)が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。
※当積立ドリームプラン以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当積立ドリームプランのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※2011年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当積立ドリームプランは旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

- 年金・一時金
以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。
●年金
(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

- 課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}}$)
- 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金
一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (一時金額 - 払込保険料累計額 - 50万円 ×) × 1 / 2
* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
 - 遺族一時金
相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、2022年9月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

4 個人情報の取扱いに関する株式会社アイシンと引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、株式会社アイシン(以下、団体といいます。))を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。))の所属員を加入対象者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社(システム会社等を含みます。以下同じ。))は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。))へ提出します。
団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体・子会社および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体、子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

5 ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- | | | | |
|-------------|------------|------------|-------------------------|
| <団体お問合せ先> | アイシン開発株式会社 | 保険サービス事業本部 | TEL:0120-27-8801 |
| <日本生命お問合せ先> | 日本生命保険相互会社 | 名古屋法人サービス課 | TEL:0120-982-515(通話料無料) |
- ※お問合せの際には、記号証券番号(970-99350)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

- <指定紛争解決機関>
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

Q	積立ドリームプランのみの加入は可能ですか？
A	2015 年度から、積立ドリームプランのみ単独加入できるようになりました。
Q	賞与がありませんが、加入することはできますか？
A	加入することはできますが、月払のみで加入される場合は一般コースでご加入ください。個人年金コースは月払と半年払のセットのみ加入いただくことができます。
Q	個人年金コースの「セットのみ加入いただくことができます」とはどういうことですか？
A	月払 5,000 円と半年払 20,000 円をセットで加入いただくという意味で、これ以外の組合せの場合は一般コースでの加入となります。
Q	一般コースと個人年金コースを分けて加入した場合、一時金で受取る際にメリット、デメリットはありますか？
A	一時金で受取る場合は特にメリット、デメリットはありません。ただし、一方のコースの積立金を途中で他のコースへ移し換えることはできません。なお、積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。ご注意ください。
Q	一時金積増しをしたい。
A	一時金での積増しはできません。
Q	社内預金とどちらが有利ですか？
A	社内預金の利率や、その運用(単利か複利か)によって変わりますので、一概には申しあげられません。アイシングループ総合保障の積立ドリームプランは退職後の資産形成を目的としているため、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は積立期間によっては、払込保険料累計額を下回る可能性がありますので短期の積立が目的の方にはおすすめしません。
Q	保険料払込期間中にお金が必要となり積立金の一部を受取りたいのですが？
A	一般コースにご加入の場合、所定の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ることができます。(最低 20 万円以上、1 万円単位でお取扱いたします。) Web 上でお手続きすることができます。 詳細は 10 ページの「保険料積立金の一部受取り(減口)」をご確認ください。 ※個人年金コースについては、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取り扱いできません。
Q	Web 上でお手続きをし、保険料積立金の一部を受取った場合、「お支払通知書」は郵送されますか？
A	郵送されません。 Web 上で「お支払通知書」をご確認ください。
Q	募集時に脱退した場合、いつ頃積立金(脱退一時金)が振り込まれますか？
A	8 月中旬頃入金予定です。ただし、7 月中旬頃に正式な脱退書類をお送りいたしますので、7 月末頃までに書類を提出いただいた場合の予定となります。なお、積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては、払込保険料累計額を下回ることがあります。ご注意ください。
Q	脱退してすぐ加入しなおすことはできますか？
A	同一コースにおいて、脱退と再加入を同時に行うことはできません。募集時に脱退された場合は、来年度の加入をご検討ください。
Q	募集時以外で脱退することはできますか？
A	募集時以外の脱退は①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済の場合に限らせていただきます。それ以外の脱退理由の際は募集時のみとさせていただきます。
Q	在職中に死亡した場合はどうなりますか？
A	死亡退職された時点で脱退となり、遺族一時金としてそれまで運用された積立金額に、月払保険料、半年払保険料の各 1 倍に相当する金額を加えて(死亡加算)ご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は 8 月 1 日から適用されます。
Q	年末調整の対象ですか？ また、対象であれば保険料控除の種類は何に該当しますか？
A	積立ドリームプランは年末調整の対象です。 保険料控除の種類は 個人年金コース→個人年金保険料控除(旧契約) 一般コース→一般生命保険料控除(旧契約)の対象です。 2022 年 9 月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

アイシングループ総合保障「積立ドリームプラン(拠出型企業年金保険)」にご加入の皆さまへ

～積立金残高照会 および 一部受取(一部請求)のお手続きが WEB 対応可能です～

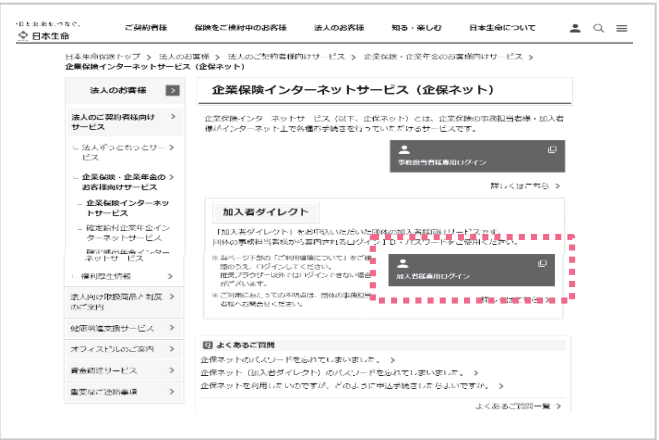
【ログイン方法】

1. ログインページ(<https://www.nissay.co.jp/hojin/keiyaku/kihonet/login>)へアクセス



<ログインページ QRコード>

2. 「加入者様専用ログイン」をクリック



3. 必要情報を入力して「ログイン」をクリック



加入状況の確認は「ご加入内容のお知らせ」をご覧ください。



どちらかの枠に「カニユウ」と印字されていれば、ご加入あります。

* 今年度加入分(新規、増額等)については、9 月上旬から照会できます。

- 企保ネットコード ⇒ 「10033800」
- 契約区分 ⇒ 「1」
- ログインID ⇒ 「会社コード(5 桁) + 氏名コード(10 桁)」
 - ・「会社コード」「氏名コード」の前にそれぞれ 0 を追加して 5 桁・10 桁にしてください。
 - ※「会社コード」は QR コードからご確認ください。
- パスワード(初回)
 - 初回パスワードは、「ご加入内容のお知らせ」に同封のチラシにてご確認ください。
 - ・初回ログイン後、「パスワード変更」を行っていただきます。



QR コードは(株)デンソーウェーブの商標です。

【PC・スマートフォン別の利用可能機能】

	加入状況照会	積立金残高照会	将来予想受取額照会	目標積立額に向けた 払込金額計算	一部受取(一部請求) のお手続き (一般コースのみ)
PC	○	○	○	○	○
スマートフォン	○	○	×	×	○

利用方法やパスワード(忘れてしまった、ロック解除)についてのお問合せ先

アイシン開発株式会社
保険サービス事業本部

TEL : 0120-27-8801

【平日】8:30~17:30

申込票記入例: アイシンググループ総合保障(積立ドリームプラン部分)

◎ご加入者の方で「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」の提出がない場合は、前年ご加入内容の同等のプランでの継続となります。
(エンピツ書きおよび消せるタイプのペンは不可)

① 申込内容を選択

(新規加入の場合は **A**、変更、脱退(積立ドリームプランを含む一部の保障を脱退)の場合は **B**、脱退(積立ドリームプランを含む全ての保障を脱退)の場合は **D** に **○**を記入)

② 申込日(告知日)を記入

③加入、あるいは変更をする場合、「赤枠の保障(生命保険)」欄の「本人印」箇所に押印

ご注意

- ・一般コース、個人年金コースともに同一コースにおいて、脱退と再加入を同時に行うことはできません。
- ・本年度定年退職される方であっても退職時に継続加入していないと定年後の保障に移行できません。

[illegible]

*その他の保障部分の記入例は別冊「アイシングループ総合保障 2023年度募集のご案内」73ページ～74ページをご覧ください。

*当「加入・変更(または解約(脱退))申込票(兼告知票)」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。